

平成 20 年 10 月 27 日
宮城県環境生活部廃棄物対策課

1 産業廃棄物処理施設の適切な維持確保

(1) 産業廃棄物中間処理施設立入

県内の設置許可施設について、毎年施設の種類ごとに重点監視施設を選定し、廃棄物対策課と管轄保健所で立入して、適正処理への指導を行っている。

(対象施設 19年度、破碎施設、20年度、汚泥の脱水施設)

設置許可対象外の施設については、保健所で随時立入を実施している。

・年間約 60 施設立入

(2) 最終処分場への立ち入り

最終処分場へ立ち入り、埋立状況を確認するほか、放流水(浸透水)を採水し、分析を行っている。

また、埋立容量、残余容量の測量も実施している。(GPS 利用)

(3) ダイオキシン類発生施設への立入

ダイオキシン特措法による届出がある焼却炉へ立入し、排ガスの採取を行い、分析している。

2 不適正処理、不法投棄防止のための監視指導等

(1) 産業廃棄物適正処理監視指導員(産廃Gメン)の配置

産業廃棄物の不適正処理・不法投棄に対する監視指導を専門に行う職員(非常勤)9名を配置し、専用のパトロール車によるパトロールや立入を行っている。

・平成19年度 不適正処理及び不法投棄954件確認

(2) 市町村職員への産業廃棄物関係の立入検査権限付与

市町村職員を宮城県職員として併任し、産業廃棄物に関する立入検査権限を与えている。地域を把握している市町村職員が対応することにより、不法投棄や野焼きの早期発見、指導を図っている。

・平成20年度 3市14町 51人併任

(3) ヘリコプターによる上空からの監視

地上から把握が困難な場所での不法投棄に対応する目的で、ヘリコプターを使用して上空から監視を行っている。年4回程度実施。

(4) 最終処分場航空撮影

測量会社と契約し、産業廃棄物最終処分場の航空撮影を行い、通常の立入では把握が困難な区域外埋立等を監視している。

(5) 民間会社委託による監視

県と契約した民間の警備会社による監視活動。休日や夜間を中心に監視している。

- (6) 産業廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定
宮城県内で広域的に事業を展開している事業者と協定を結び、不法投棄に関する情報提供を依頼している。
- (7) 関係機関との連携強化
関係機関と不法投棄防止対策会議等を開催し、不法投棄防止対策を協議している。
- (8) 近隣県との連携
近隣の県と合同で県境付近のパトロールを行い、情報を交換している。
また、各県、政令市で連携し、同日同時刻に複数箇所ですべての車両の一斉検問を実施。

3 適正処理推進のための普及啓発等

- (1) 産業廃棄物処理業者等講習会
産業廃棄物処理業者等への講習を通じ、適正処理の啓発を行っている。講習会は以下の3種を実施。
 - ・全処理業者対象
 - ・前年度重点監視施設設置業者対象
 - ・前年度不適正処理などで指導した業者対象（排出者含む）
- (2) 許可時における経理的基礎審査の充実
産業廃棄物処理業許可に際して、公認会計士指導のもとに経理的基礎審査の基準を設け、公開している。公認会計士からは、必要に応じて個別の助言も得ている。
- (3) 産業廃棄物処理実績公表
県内の産業廃棄物処理業者の処理実績を課のホームページで公開し、処理状況の透明性を図っている。
- (4) 産業廃棄物処理業者との協定（産廃と環境の協定）
環境活動に積極的な取組を行っている産業廃棄物処理業者と協定を締結し、取組内容等を課のホームページに掲載している。
 - ・平成19年度21者と締結
- (5) メールマガジンによる産業廃棄物情報発信（メルマガ・さんぱい）
メールマガジンにより産業廃棄物に関する法律の説明、用語解説、話題等各種情報を一ヶ月に1回発信し、処理業者及び排出事業者への適正処理普及啓発を図っている。
- (6) 出前講座
排出事業者の求めに応じ、事業者のもとへ出向いて、適正処理に向けた講習を実施している。
 - ・平成19年度9回実施（546名受講）
- (7) その他
GPS端末、地図ソフトを活用して、産業廃棄物の運搬経路及び時間を収集運搬業者から排出者に電子メールで知らせるシステムを構築し、収集運搬業者への普及を進めている。
また、今年度から産業廃棄物適正処理に関心の高い排出事業者と懇談会を行っ

ている。

4 PCB廃棄物適正処理対策

(1) PCB廃棄物適正処理推進員（PCBGメン）の配置

専任の職員（非常勤）4名を配置し、PCB廃棄物保管業者に対して適正保管、処理に関する指導を行っている。

5 宮城県の不法投棄等における課題

(1) 大規模不法投棄事案（村田町 竹ノ内最終処分場）

平成2年に設置された安定型産業廃棄物最終処分場で、許可容量及び許可区域を超えた埋立が行われたほか、高濃度の硫化水素が発生するなど、生活環境保全上の支障が発生した事案である。

県は、現在行政代執行による支障除去対策工事を実施中である。

この事案を通して、県の指導監督の不十分さや行政対応のタイミングの逸失が指摘されたことから、県では立入検査体制の充実を図るとともに、違反業者に対する厳格な対応を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

なお、本県では産廃特措法により支障除去対策工事を実施しており、当該工事は長期にわたることが予想されることから、産廃特措法の期間延長など支援の一層の充実を要望したい。

(2) 不法投棄等指導事案の長期化

宮城県では、不法投棄防止のための監視指導、適正処理推進のための普及啓発事業を強化してきた結果、10トン以上の大規模な不適正処理事案の発生については、平成15年度をピークに減少してきている傾向にある。

しかしながら、過去における不法投棄や不適正保管の結果、現在も解決していない長期化している事案もまた数多くあるのが現状である。その理由としては、行為者が行方不明で指導が不可能なもの。また、行為者の健康状態が思わしくなく資力もない、不法投棄で拘留され出所後は職についていないため資力がないなど、撤去の意思はあっても実行が困難なもの等がある。

また、不法投棄の行為者が産廃事業者ではない場合については、行政処分として原状回復を命令するためには措置命令しかなく、生活環境保全上支障が生ずるおそれがない場合は行政処分での対応ができないことから、原状回復をさせるためには行政指導によるしかないため、改善が進まないなどの事案もある。

このような場合、行政として行為者の捜索や継続した指導を行っているところであるが、解決の目処が立たない事案が多数存在することから、適切な助言、制度的な法整備についてご検討願いたい。

(3) 産業廃棄物処理施設の技術管理者について

廃掃法で産業廃棄物処理施設に設置が義務づけられている技術管理者の要件に関しては、技術士等の他、「実務経験」あるいは、「同等以上の知識を有すると認められる者」と定められている。

実際には、施設により技術管理者のレベルに相当の開きがあるのが現状であり、十分な知識を有することなく技術管理者の職にあると思われる者もいる。

このため、処理施設の適切な維持管理の達成に向け、技術管理者の能力の認定や維持確保のあり方について検討が必要と思われる。